

# 布引地域住民自治協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い布引地域を形成していくことを目的とする。

### (名称)

第2条 この会を布引地域住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。  
伊賀市奥馬野7-1番地 布引地区市民センター内

### (活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は布引地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

### (事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること
- (3) 健康・福祉に関すること
- (4) 環境の保全に関すること
- (5) 地域の防災・防火・防犯及び交通安全に関すること
- (6) 人権及び教育と文化活動の発展に関すること
- (7) 地域の特色を活かした産業の振興並びに交流に関すること
- (8) 自治会活動との連携に関すること
- (9) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 布引地域に居住する住民
- (2) 布引地域に住所を置く事業所
- (3) 布引地域住民で活動する自治会・団体

(4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名
事務局長	1名
部会長	5名

- 2 顧問は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 会長・副会長・会計・監事・事務局長は、総会において選出する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 8 部会長は、会務を総括し、事業実施にあたる。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という）とする。

- 2 その他、会議について詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第 1 1 条 会議は過半数以上の委員の出席が無ければ開催できない。
- 2 会議は原則公開とする。
  - 3 会議を開催するに当っては、開催日時、場所、議題について、事前に周知する事を原則とする。
  - 4 会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

- 第 1 2 条 総会は、役員、運営委員会委員、実行委員会委員を持って構成する。
- 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、臨時総会を開催することができる。
  - 3 総会は会長が招集する。
  - 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
  - 5 総会は次の事項を決定する。
    - (1) 地域まちづくり計画
    - (2) 会長、副会長、監事、会計、事務局長の選出
    - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関する事
    - (4) その他、重要事項に関する事

(運営委員会)

- 第 1 3 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、各区の代表者(区長)、部会長で構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定するとともに協議会の活動を広く地域住民に周知し、会員相互の情報交換と参画の場を企画する。
  - 3 運営委員会は、会長が招集する。
  - 4 会長が、運営委員会の議長となる。
  - 5 会長は、必要あると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(区長部会)

- 第 1 4 条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策の実施及び各地との連携に関する業務や活動のため協議会に区長部会を置く。
- 2 区長部会は、地区選出の区長(5名)により構成する。

- 3 区長部会は、本条第1項の業務や活動のほか、市との「まちづくりに関する協定書」の締結業務を専ら実施する。
- 4 区長は、協議会業務につき、その地区を担当する。
- 5 区長部会には、区長部会長及び副区長部会長を置く。
- 6 区長部会長は、区長部会を代表し会務を総括する。
- 7 副区長部会長は、区長部会長を補佐し、区長部会長が事故あるときはその職務を代行する。

(広報委員会)

第15条 協議会の活動内容を地域住民に広く周知し、住民の協議会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信するため広報委員会を置く。

- 2 広報委員会は、副会長(1名)、区長部会長、各部会長、事務局長、委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長は、広報委員の中から選出する。
- 4 委員長は、広報委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

(実行委員会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。
  - (1) 健康・福祉部会
  - (2) 環境保全部会
  - (3) 防災・安全部会
  - (4) 人権・教育・文化部会
  - (5) 産業・交流部会
- 3 部会は、実行委員をもって構成する。
- 4 実行委員は、運営委員会の同意を得て、会員の中から次により選出する。
  - (1) 会員自らが部会を指定し、その活動に参加するもの。
  - (2) 各地区から実行委員に推薦されたもの。
  - (3) 会長が会員の中から推薦するもの。
  - (4) 地域内の各種団体から、会長が認める団体の代表者
- 5 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、部委員の中から選出する。

- 7 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 9 部会長は、必要あるとみとめるときは、部委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 10 委員の定数は、40名以内とする。
- 11 委員の任期は、第9条（役員の任期）を準用する。

（特別部会）

第17条 協議会に必要な場合は、運営委員会の同意を得て、特別部会を置くことができる。

（部会間の調整）

第18条 部会間の調整は運営委員会が当ることとする。但し部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

（会計）

- 第19条 協議会の運営等に要する経費は、会費、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会費）

第20条 会費は1戸（1事業所、1団体等）あたり年額500円とする。

第5章 その他

（規約の変更）

第21条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

（解散）

第22条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

（規則等への委任）

第23条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会の諮り別に定める。

## 附 則

この規約は、平成16年11月1日から施行する。

ただし、第17条の規程は平成17年4月1日から施行する。

設立当初の役員の任期は平成18年3月31日までとする。

改正規約は、平成18年4月1日から施行する。

改正規約は、平成22年4月1日から施行する。

改正規約は、平成23年4月1日から施行する。